

熊本県スポーツ指導者協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、熊本県スポーツ指導者協議会（以下、「協議会」という）という。

(事 務 局)

第2条 この協議会は、事務局を公益財団法人熊本県スポーツ協会内におく。

(目的および事業)

第3条 この協議会は、熊本県におけるスポーツ指導者相互の連絡調整をはかり研修を深めるとともに、本県スポーツの振興ならびに競技力の向上に寄与することを目的とする。

第4条 この協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ指導者の研修および資質の向上に関すること。
- (2) スポーツ指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) 公益財団法人熊本県スポーツ協会が行うスポーツに関する事業に協力すること。
- (4) その他、この協議会の目的達成に必要な事業を行うこと。

(会 員)

第5条 この協議会は次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会が公認した県内に居住するスポーツ指導者。
- (2) 公益財団法人熊本県スポーツ協会長が推薦するもの。
- (3) 学識経験者(公認スポーツドクターを含む。)
- (4) 本会の目的及び事業に賛同し会員の推薦するもの。

(役 職 員)

第6条 この協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名 (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名 (5) 理事 若干名 (6) 監事 2名

第7条 前条に定める役員は、総会において会員の中から選出する。

第8条 会長は、この協議会を代表し、会務を統轄する。

副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは会長があらかじめ定めた順序でその職務を代行する。

理事長及び副理事長は、総会及び理事会の議決に基づき会務を処理する。

理事は、理事会を組織する。

監事は、この協議会の会計を監査する。

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

役員は、その任期満了後も後任者が就任するまで、その職務を行う。

(会 議)

第10条 この協議会の会議は、総会および理事会とする。

総会は、会員で構成、毎年1回会長が招集し、役員選出ならびに事業計画、予算、事業報告、決算および会長が付議した事項を審議決定するが、あらかじめ理事会に委任することができる。

理事会は、会長が招集し、総会からの委任事項等について審議決定する。

会議の議長は、会長とする。

第11条 緊急を要する場合は、会長が専決することができる。この場合はすみやかに理事会に報告しなければならない。

第12条 総会および理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会 計)

第13条 この協議会の経費は次のとおりとする。

(1) 補助金

(2) その他の収入

第14条 この協議会の経費は、会長が管理する。

第15条 この協議会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成する。

第16条 この協議会の収支決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し報告する。

第17条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第18条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

第19条 この協議会の運営について必要な事項は、本規約に違反しない範囲以内で理事会において別に定める。

附 則

1 平成10年2月8日施行

1 平成16年3月13日一部改訂

1 平成17年7月10日一部改訂

1 令和2年4月1日一部改訂